

役員報酬等及び費用に関する規程（案）

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益社団法人上越観光コンベンション協会（以下「この協会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この協会の日常業務を担当する者として理事会の承認を得た者をいう。
- (3) 報酬等は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬は、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (5) 常勤務役員には、年2回の賞与と、退職にあたっては、任期に応じて退職金を払うことができる。賞与と退職金に関しては別に定める職員を対象とする職員給与規則に準じる。

（報酬の支給）

第3条 この協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬は別表「常勤役員の報酬月額表」に基づき、報酬を受ける常勤理事の拘束勤務時間及び職務の内容を勘案して、代表理事が合議の上、理事会の承認を得て決定するものとする

（報酬の支給日）

第4条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬の支給日、支払方法ならびに定例報酬より控除する額等、支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規則に準ずる。

（通勤費）

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払う。

(費用)

第7条 この協会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、この協会が行政庁より公益認定を受けた日から施行する。

別表「常勤役員の報酬月額表」

役職	報酬月額
理事	260,000円以内
監事	260,000円以内